

## 【資料 1 1】

### （仮称）泉佐野市こども計画策定庁内検討委員会設置要綱 （案）

#### （目的及び設置）

第1条 泉佐野市におけるこども施策について、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援をより総合的に推進することを目的とし、泉佐野市こども計画（こども基本法第10条の規定に基づき市町村が定める計画。以下「計画」という。）の策定に関し、庁内において必要な事項を検討するため、（仮称）泉佐野市こども計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### （所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査し、検討する。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し、必要と認められる事項に関すること。

#### （組織）

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者を委員とし組織する。

|       |                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------|
| こども部  | こども部長、こども貧困対策担当理事（子育て支援課長）、こども家庭課長                    |
| 健康福祉部 | 健康推進課長、地域共生推進課長、障害福祉総務担当参事、生活福祉課長                     |
| 教育部   | 教育総務課長、学校教育課長、学校指導担当参事、人権教育担当参事、生涯学習課長、青少年課長、スポーツ推進課長 |
| 生活産業部 | まちの活性課長、環境衛生課長                                        |
| 市民協働部 | 自治振興課長、人権推進課長                                         |
| 都市整備部 | 都市計画課長、建築住宅課長、道路公園課長                                  |
| 市長公室  | 政策推進課長、行財政管理課長                                        |

#### （任期）

第4条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

#### （委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、こども部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副委員長は、こども貧困対策理事をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### （会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(作業部会)

第 7 条 委員会は、特定の事項について作業させるため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の担当事務、構成及び運営方法は、委員会において定める。

(庶務)

第 8 条 検討委員会の庶務は、子育て支援課において行う。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月●日から施行する。